

自動登録の実施取扱細則

制定 平 22. 11. 19

改正 令 6. 4. 1

(趣 旨)

1. 本会は、自動登録を円滑に実施するために、ホルスタイン種牛登録規程および同登録取扱手続のほか、この細則を定める。
2. 自動登録を実施する者は、この細則に定められた事項を順守し、自動登録に必要な報告等について、正確かつ迅速に遂行しなければならない。

(自動登録の事前確認)

3. 自動登録の実施を希望する者は、あらかじめ次の事項を確認又は了承しなければならない。
 - (1) 自動登録を実施する者は、その農場で飼養しているすべての乳用種雌牛を登録すること。ただし、次のものは、書類提出が必要となるため自動登録の対象としない。個別に血統登録申込みを行うこと。
 - ア. 受精卵移植による生産牛
 - イ. 輸入牛
 - ウ. 導入牛
 - (2) 家畜改良センターが管理する牛個体識別全国データベースの情報利用に係る「牛個体識別全国データベースの情報利用同意書」を本会に提出し、受理されていること。
 - (3) 自動登録の開始以前1年間の授精記録と、これ以降のデータが逐次報告できる体制であること。
 - (4) 飼養牛のうち、未登録のものは、事前に個別に血統登録申込みを行わなければならない。この場合の料金は自動登録の生後10月以内の料金を充当する。
 - (5) 同一農場で複数名義の牛がいる場合には、原則として一つの名義に統一すること。
 - (6) 繁殖台帳が整備されていること(ホルスタイン種牛登録規程、同登録取扱手続に定める)。雌牛の登録番号(又は個体識別番号)、交配種雄牛の登録番号(又は略号)と授精年月日および産犢関連等の記録されたもの。
 - (7) その農場で出生する牛がない場合は、自動登録を実施することはできない。

(自動登録申込書の提出)

4. 自動登録を申込みときは、別に定めた「自動登録申込書」を本会に提出する。なお、この申込書により、提出される授精記録は、登録事業での利用に同意したものとする。
5. 自動登録の開始日は、毎月1日とする。

(登録牛の名義)

6. 子牛は、母牛の所有者名義で登録する。また、自動登録実施農家においては、導入牛は便宜、家畜改良センターに転入報告したときの農場代表者名義とする。

7. 同一家族内であれば、登録牛の所有者を変更することができる。この場合、「登録牛の所有者変更届」を提出しなければならない。
8. 「登録牛の所有者変更届」により、原簿上での所有者を変更する場合は、移動証明料はかからない。ただし、血統登録証明書に所有者等の追記を必要とする場合には、移動証明申込みを必要とする。

(登録牛の名号)

9. 自動登録での名号は、農家が付与する「希望命名」とコンピュータが付与する「自動命名」により行う。ただし、希望命名にする場合は、第12項により当協会に報告しなければならない。
10. 申込牛の先頭に「愛称(冠名)」を希望するときは、「愛称(冠名)申請」を提出する。なお、「愛称(冠名)」は1農場で1つとし、同一家族においては、家族内のすべてに適用する。また、この「愛称(冠名)」は、他の農場においても同一名称で使用できる。

(授精報告)

11. 自動登録に係る授精報告(受精卵移植も含む)は、次のいずれかの方法とし、正確かつ迅速に行わなければならない。なお、肉用品種等を交配した場合もすべて報告するものとする。
 - (1) 人工授精実施団体(農協・共済等)が管理する授精データの利用
 - (2) 開業、自家授精等の記録をインターネット等での報告
 - (3) その他、本会が認めた方法による報告

(その他の提出事項)

12. 生まれた子牛について、次の事項に該当するときは、家畜改良センターへの出生報告後7日以内に本会あてに所定の様式で報告しなければならない。
 - (1) 希望名号
 - (2) 双子(または三つ子以上)
 - (3) 異常斑紋(OC)、赤白斑(RED)
 - (4) 虚弱体質や異性双子などで登録延期または登録を取上げる
 - (5) 出生報告後に死亡
 - (6) その他

(登録証明書の交付)

13. 血統登録証明書は、支部・承認団体を經由して、申込者に交付する。合わせて、登録料金を請求する。

(事故照会)

14. 登録申込みに係る事故照会は、登録規程に準じて取扱う。

(自動登録の中止など)

15. 廃業などの理由によって、自動登録を中止する場合は、「自動登録中止連絡書」を提出しなければならない。この場合、報告のあった中止月の月末までに出生した子牛は自動登録で取扱うものとする。
16. 授精報告が6か月以上遅延するなど、自動登録の業務に著しい支障をきたす場合は、本会が支部・承認団体と協議し、改善が認められないときは、自動登録による登録取扱いを停止する。
17. 自動登録を中止した後は、個別の「血統登録申込書」により登録を受付ける。
18. 自動登録を中止した者が、再び自動登録を希望する場合、第3項の自動登録の事前確認が満たされており、かつ支部・承認団体が承認したものに限って、これを認める。ただし、第16項の理由で自動登録を中止した場合は、中止から1年以上を経過し、かつ支部・承認団体が承認したものに限る。
19. ブラウンスイス種等の自動登録については、第1項を準用する。
20. その他自動登録に関する事項は、会長が決定する。
21. この細則は、令和6年4月1日から施行する。